別記第５号様式

記 入 例

建築士事務所廃業届

建築士事務所を廃業しましたので、建築士法第２３条の６の規定により、次のとおり届出ます。

新規登録をするために廃業する場合は、記入しないで下さい。（個人→法人の場合等）

令和〇〇年　〇月　〇日

徳島県指定事務所登録機関
一般社団法人徳島県建築士事務所協会　会長　　殿

（法人の場合、法人の名称及び代表者の氏名）

届出者住所　徳島県徳島市幸町３丁目５５番地自治会

・法人が変更になった場合は、新法人名で届けてください。（役職名もご記入ください）

氏名　代表取締役　阿波　太郎

届出の理由		1.廃止　2.死亡　3.破産　4.合併による解散　5.破産又は合併以外の事由による解散
建築士事務所	ふりがな 名　称	徳島建設株式会社一級建築士事務所
	所 在 地	徳島県徳島市幸町３丁目５５番地　自治会館２階
	登録の別	一級　・　二級　・　木造
	登録番号	徳島県知事登録第　〇〇〇〇〇　号
	登録年月日	令和〇〇年　〇月　〇〇日
届出事由の生じた日		令和〇〇　年　〇月　〇〇日
事務所と届出者との関係		1.建築士事務所の開設者であった者　2.相続人　3.破産管財人 4.役員であった者　5.清算人

管理建築士が死亡した場合、死亡した日が廃業日となります。あわせて「建築士の死亡届」が必要となります。

注）建築士事務所登録申請書の副本を添えること

紛失している場合は以下を記入すること

１　紛失の時期

２　紛失の理由

紛失の場合は、ご記入ください。